

株式会社キョウデン
定 款

令和4年6月23日改正

定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商 号)

当会社は、株式会社キョウデンと称する。英文では KYODEN COMPANY, LIMITED と表示する。

第 2 条 (目 的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電気通信機器、電流計・電圧計等の電気計測機器、電気音響機器、産業用ロボット及び同部品の設計、製造、販売
2. コンピュータによる情報処理関連ハードウェア及びソフトウェアの開発、製造、販売
3. コンピュータによる電子回路自動設計及び生産システム、販売管理システム、通信システムの開発、製造、販売
4. (1) 合成樹脂の成型、加工品の設計、製造、販売
(2) 合成樹脂の成型、加工に関するソフトウェア、装置の開発、販売
5. 電子部品・機械部品の製造、販売
6. 金型、同部品、付属品の製造及び販売
7. 有価証券の取得ならびに保有及び融資
8. スーパーマーケット、コンビニエンスストア、及びディスカウントストアの経営
9. フランチャイズ方式による加盟店の募集、指導育成及び経営コンサルタント業
10. テレビ、インターネット、カタログを利用した通信販売業務
11. 経営に関するコンサルタント業務並びに各種マーケティング調査
12. 労働者派遣事業
13. 電気自動車、同部品、及び付属品の設計、製造、販売
14. 電気機械器具、一般機械器具、医療機械器具の製造及び販売、サービス
15. 農業
16. 託児所運営
17. 古物物品の売買（インターネットを利用した取引を含む）
18. 前各号に付帯する一切の業務

第 3 条 (本店の所在地)

当会社は、本店を長野県上伊那郡箕輪町に置く。

第4条 (機 関)

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条 (公告方法)

当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

第6条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、200,000,000株とする。

第7条 (単元株式数)

当社の単元株式数は、100株とする。

第8条 (単元未満株式についての権利)

当社の株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第9条 (株主名簿管理人)

当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿の作成、単元未満株式の買取り及びその他株式に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

第10条 (株式取扱規程)

当社が発行する株券の種類並びに株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

第 1 1 条 （招 集）

当会社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、その必要ある場合に随時これを招集する。

第 1 2 条 （定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。

第 1 3 条 （電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

<附則>

第 1 条(電子提供措置等に関する経過措置)

現行定款第 1 3 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案定款第 1 3 条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 7 0 号)附則第 1 条ただし書に規定する改正規定の施行の日である 2 0 2 2 年 9 月 1 日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。

- ② 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 1 3 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。
- ③ 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第 1 4 条 （招集権者及び議長）

株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順により、他の取締役がこれに代わる。

第 1 5 条 （決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権

を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。

第 16 条 （議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

第 17 条 （取締役の員数）

当会社の取締役は、10 名以内とする。

第 18 条 （取締役の選任）

当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する。

- ② 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

第 19 条 （取締役の任期）

取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第 20 条 （役付取締役）

取締役会の決議をもって、取締役の中から取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第 21 条 （代表取締役）

取締役社長は、当会社を代表する。

- ② 必要に応じ、取締役会の決議により前項に加えてさらに代表取締役を選定することができ、各々当会社を代表するものとする。

第２２条 （執行役員）

当社は、取締役会の決議により執行役員を置くことができる。

第２３条 （執行役員の選任）

当社の執行役員は、取締役会の決議により選任する。

第２４条 （執行役員の任期）

執行役員の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第２５条 （執行業務）

執行役員は、取締役会より委任された会社の業務について執行する。業務執行にあたっては定款及び執行役員規程による。

第２６条 （取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順により、他の取締役がこれに代わる。

第２７条 （取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第２８条 （取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもってこれを行う。

第２９条 （取締役会の決議の省略）

当社は、会社法第３７０条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき取締役会の決議があったものとみなす。

第３０条 （相談役、顧問）

取締役会の決議により、相談役または顧問を置くことができる。

第３１条 （取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 3 2 条 （報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

第 3 3 条 （取締役の責任免除）

当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 4 2 3 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

- ② 当会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、当該取締役の会社法第 4 2 3 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 5 章 監査役及び監査役会

第 3 4 条 （監査役の員数）

当会社は、5 名以内の監査役を置く。

第 3 5 条 （監査役の選任）

当会社の監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する。

- ② 当会社は、会社法第 3 2 9 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- ③ 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第 3 6 条 （監査役の任期）

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- ただし、前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合、当該監査役の任期は、補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときを超えることができないものとする。

第３７条 （常勤の監査役）

常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。

第３８条 （監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第３９条 （監査役会の決議方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

第４０条 （監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第４１条 （報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

第４２条 （監査役の責任免除）

当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第４２３条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

- ② 当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第４２３条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 ６ 章 会 計 監 査 人

第４３条 （選任及び任期）

会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

- ② 会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- ③ 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第４４条 （報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

第 4 5 条 （事業年度）

当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの１年とする。

第 4 6 条 （剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第 4 5 9 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる。

第 4 7 条 （剰余金の配当の基準日）

当会社が事業年度末の剰余金の配当を定めるときの基準日は、毎年３月３１日とする。

- ② 当会社が事業年度の間における剰余金の配当を定めるときの基準日は、毎年９月３０日とする。
- ③ 前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 4 8 条 （自己株式の取得）

取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

第 4 9 条 （配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。